

## 販売事業者の手続き案内

液化石油ガス販売事業者に関して必要な届出等の手続き（主要なもの）は以下のとおりです。

必要な手続きをしなかったときは、液石法第26条の規定に基づき登録を取り消される場合がありますので十分注意してください。

- (1) 新たに液化石油ガス販売事業登録を申請しようとするとき  
→ 液化石油ガス販売事業登録申請 及び 業務主任者選任届
- (2) 社名変更・代表者変更・本社移転 → 液化石油ガス販売所等変更届
- (3) 販売所(営業所)の新設 → 液化石油ガス販売所等変更届 及び 業務主任者選任届
- (4) 販売所(営業所)の移転 → 液化石油ガス販売所等変更届 (ケースによる)  
【注意1】販売所の移転は原則同一都県内とし、それ以外は販売所の新設・廃止の扱いとなります。(3)、(4)参照  
【注意2】「移転を伴わない住所表記の変更」についての届出・認可申請等は必要ありません。様式は問いませんの通知又はFAXでお知らせください。
- (5) 販売所(営業所)の名称変更 → 液化石油ガス販売所等変更届
- (6) 販売所(営業所)の廃止 → 液化石油ガス販売所等変更届
- (7) 貯蔵施設の位置及び構造の変更 → 液化石油ガス販売所等変更届
- (8) 委託先保安機関変更 → 液化石油ガス販売所等変更届書  
委託先(自社の他の事業所が保安業務を実施する場合を含む。以下同じ。)が既届出内容と異なる場合には変更届が必要です(別添参照)。  
【注意】本届出書の内容は一般消費者等に配布されている14条書面の内容(施行規則第13条第10号 保安機関の名称、住所及び連絡方法)を取りまとめたものと同等となります。書面内容を確認してください。
- (9) 付保証明の変更(LPガス共済事業団から他保険会社への変更又は保険会社の変更)  
→ 液化石油ガス販売所等変更届書
- (10) 液化石油ガス販売事業の譲渡・合併  
→ 液化石油ガス販売事業承継届 及び 業務主任者選任届(被承継者が他行政庁登録の場合)
- (11) 都道府県に登録行政庁を変更  
→ 販売事業登録申請(県等へ)  
→ 液化石油ガス販売所等変更届(局へ:販売所を廃止する場合)、登録行政庁変更届(局へ)
- (12) 業務主任者(代理者)を選任(解任)したとき → 業務主任者等選任(解任)届  
(確認事項)「販売する一般消費者等の数」に相当する業務主任者数以上が選任されていること。

一般消費者等の数	必要な業務主任者数	一般消費者等の数	必要な業務主任者数
0～ 999	1名	5,000～ 6,999	4名
1,000～ 2,999	2名	7,000～ 8,999	5名
3,000～ 4,999	3名	(以下省略 施行規則第22条を参照)	

代理者は各営業所毎1名
- (13) 毎事業年度が終了したとき  
→ 液化石油ガス販売事業報告書 (年度終了後3ヶ月以内に提出)  
【注意】事業年度とは、定款に記載された営業年度としています。
- (14) 液化石油ガス販売事業を廃止したとき  
→ 液化石油ガス販売事業廃止届

様式例は関東液化石油ガス協議会 (<http://www.kan-eki.jp>) よりダウンロードできます。